

国立大学法人大分大学における大分大学発ベンチャー等の称号授与に伴う施設及び住所の
使用に関する細則

令和6年9月18日制定

令和6年細則第14号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学における大学発ベンチャーに関する規程（令和3年規程第46号。以下「規程」という。）第17条の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における大分大学発ベンチャー等の称号授与に伴う規程第7条第1号及び第2号に規定する施設及び住所（以下「施設等」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(施設等)

第2条 使用の対象となる施設等は、別表第1とおりとする。

(使用者の資格)

第3条 施設等を使用できる者は、規程第8条第5項の規定により、施設等の使用について支援を決定されたもの（以下「使用者」という）とする。

(使用期間)

第4条 施設等の使用期間は、支援を通知した日の翌日から当該年度末までの1年以内とする。

(使用料)

第5条 使用者は、施設の使用料を負担しなければならない。ただし、学長が認めるときは、この限りでない。

- 2 使用料の年額は別表第2のとおりとする。
- 3 使用期間が1年に満たない場合の使用料は、別表第3のとおりとする。
- 4 使用者は、前二項の使用料を指定の期日までに納付しなければならない。

(注意事項等)

第6条 使用者は、当該施設の利用に当たり、注意事項を遵守の上、学長の指示に従わなければならない。

- 2 使用者は、事業目的以外に当該施設を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(使用の取消し等)

第7条 学長は、使用者がこの細則に違反し、又は施設の使用に重大な支障を生じさせたときは、施設等の使用の取り消し、又は使用を停止させることがある。

(原状回復及び登記手続)

第8条 使用者は、施設等の使用期間が終了したとき又は前条の規定により使用を取り消された

ときは、当該施設を原状に回復の上明け渡し、住所を使用している場合は、登記手続を行わなければならない。

(免責)

第9条 法人は、施設等の使用により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失によりその使用に係る施設を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第11条 施設等の使用に関する事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、施設等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和6年9月18日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

使用対象施設等

施設		住所
建物	区画	
研究マネジメント機構棟 4階	4 2 3－1	大分県大分市大字旦野原7 0 0 番地 研究マネジメント機構棟 4階 4 2 3－1
	4 2 3－2	大分県大分市大字旦野原7 0 0 番地 研究マネジメント機構棟 4階 4 2 3－2
	4 2 3－3	大分県大分市大字旦野原7 0 0 番地 研究マネジメント機構棟 4階 4 2 3－3
	4 2 3－4	大分県大分市大字旦野原7 0 0 番地 研究マネジメント機構棟 4階 4 2 3－4
	4 2 3－5	大分県大分市大字旦野原7 0 0 番地 研究マネジメント機構棟 4階 4 2 3－5
	4 2 3－6	大分県大分市大字旦野原7 0 0 番地 研究マネジメント機構棟 4階 4 2 3－6
	4 2 3－7	大分県大分市大字旦野原7 0 0 番地 研究マネジメント機構棟 4階 4 2 3－7

別表第 2（第 5 条関係）

年額使用料

1 区画当たりの金額	3 0, 0 0 0 円（光熱水料及び消費税を含む。）
------------	-----------------------------

別表第 3（第 5 条関係）

使用期間が 1 年に満たない場合の使用料

使用期間	負担額
2 か月未満	年額の 1 6 %
2 か月以上 4 か月未満	年額の 3 3 %
4 か月以上 6 か月未満	年額の 5 0 %
6 か月以上 8 か月未満	年額の 6 6 %
8 か月以上 1 0 か月未満	年額の 8 3 %
1 0 か月以上 1 年未満	年額と同額